

<p>ス ラ イ ド 1</p>	<p style="text-align: center;">講義パッケージ2</p> <p style="text-align: center;"><b>共生社会の形成に向けた インクルーシブ教育システム ～合理的配慮・基礎的環境整備編(1)～</b></p> <p style="text-align: center;">愛媛県総合教育センター 相談支援部 特別支援教室</p>	<p>◆本日の研修では、合理的配慮と基礎的環境整備について説明します。</p> <p>◆用語の表記について、愛媛県教育委員会では、平成28年4月1日より障害のがいの文字を平仮名表記としておりますが、法令等から引用した場合は漢字表記としており、この資料においても混在していることを御承知ください。</p> <p>◆時間は20分程度を予定しています。</p>
<p>ス ラ イ ド 2</p>	<p>研修の内容</p> <p>中教審報告における( )とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が( )を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、( )とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、( )ものと定義されている。合理的配慮の基礎となる環境整備を( )と呼ぶ。</p>	<p>◆本日の研修の主な内容です。</p> <p>◆これからの説明を聞きながら、( )の中に言葉を入れてみてください。</p> <p>◆研修の最後に確認します。</p>
<p>ス ラ イ ド 3</p>	<p>法令等における合理的配慮について～合理的配慮の整理～</p> <p>※「平成27年度 合理的配慮普及推進セミナー」(文部科学省)資料より</p>	<p>◆最初に合理的配慮について説明します。</p> <p>◆合理的配慮については、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」以下、障害者差別解消法とします、に明記されています。</p> <p>◆これらの条約及び法令を根拠として／右側の「中央教育審議会初等中等教育分科会の報告」以下、中教審報告とします、を踏まえながら合理的配慮を進めていくこととなります。</p>

## 合理的配慮について～中教審報告より～

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- ①学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、
- ②障害のある子どもに対し、その状況に応じて、（中略）個別に必要とされるものであり、
- ③学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

合理的配慮の否定は障がい理由とする差別に当たる。

◆それでは、合理的配慮とは何かというと、中教審報告における「合理的配慮」は、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有（きょうゆう）・行使（こうし）することを確保するために、

学校の設置者及び学校が／必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、／個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、／均衡（きんこう）を失（しつ）した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

◆学校現場に当てはめて分かりやすくいうと、障がいのある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける」ために必要な「変更及び調整」のことです。

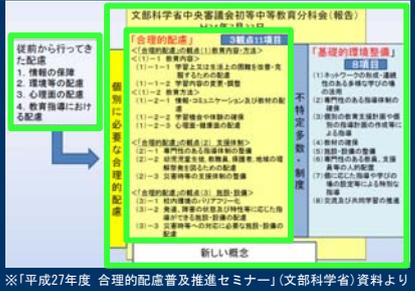
◆例えば、弱視の子どもに、他の子どもと同じ教科書が使えるように拡大教科書を提供したり、拡大読書機を利用したりすることなどは、必要な変更・調整に当たります。また、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障がいの子どものなかにパニックを起こす子どもがいますが、その子どものためにクールダウンの部屋を準備することなども必要な変更・調整に当たり、合理的配慮ということになります。

◆この場合、「均衡を失した又は過度の負担」を課さないということが明記されておりますから、合理的配慮の提供側にも限界があるということが考慮されています。

◆一方で、／合理的配慮の否定は障がいを理由とする差別に当たることに留意する必要があります。

◆合理的配慮を決定する際には、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供するかなどについて関係者間で共通理解を図る必要があります。

◆中教審報告における合理的配慮の定義の全文については補助資料を参照してください。

<p>ス ラ イ ド 5</p>	<p>Q これまで各学校において、 行ってきた配慮と、合理的配 慮はどのように違いますか。</p>	<p>◆先程の合理的配慮についての説明を聞かれ て、これまで各学校において行ってきた配慮 と、合理的配慮は、なにが違うのかと思われた 先生もいると思います。</p>
<p>ス ラ イ ド 6</p>	<p>従前から行ってきた配慮と報告における合理的配慮</p>  <p>※「平成27年度 合理的配慮普及推進セミナー」(文部科学省)資料より</p>	<p>◆平成19年度に「特別支援教育」が始まって以 来、これまでも、各学校においては、障がいの ある子どもに対して必要な変更・調整(つまり、 一人一人の「教育的ニーズ」を把握して「必要 な支援」)が行われてきたところです。</p> <p>◆従前から行ってきた配慮と中教審報告にお ける合理的配慮との関係については、／「学校 教育においてこれまで行われてきた配慮を、／ 新しい概念である、合理的配慮の観点に基づい て、改めて整理を行い、提供していくもの」と いうふうに捉えていただけると分かりやすい と思います。</p> <p>◆このように改めて観点に基づいて整理する ことで、不足していた部分に気が付いたり、新 たな視点で配慮を考えたりすることができます。</p> <p>◆今までは、子ども一人一人のニーズに合わ せて自分の今までの経験や知識で支援を考え ていたため、個人差があり、共通理解が難し いことがあったかもしれません。しかし、理 想的配慮の観点が見されたことで同じものさ しで、共に考えることができるようになりました。</p> <p>◆さて、／合理的配慮の観点ですが、大きく 分けて、「教育内容・方法」「支援体制」「施 設・設備」という三つの観点、11項目に分 けることができます。</p> <p>◆また、基礎的環境整備との関係については この後、説明します。</p>

ス ラ イ ド 7	<p>「合理的配慮」 3観点11項目</p> <p>観点① 教育内容・方法</p> <p>&lt;①-1 教育内容&gt;</p> <p>①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮</p> <p>①-1-2 学習内容の変更・調整</p> <p>&lt;①-2 教育方法&gt;</p> <p>①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮</p> <p>①-2-2 学習機会や体験の確保</p> <p>①-2-3 心理面・健康面の配慮</p> <p>※中教審報告より</p>	<p>◆その合理的配慮の3観点11項目の内容はスライドに示す通りです。(少し時間をとる)</p>
ス ラ イ ド 8	<p>観点② 支援体制</p> <p>②-1 専門性のある指導体制の整備</p> <p>②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮</p> <p>②-3 災害時等の支援体制の整備</p> <p>観点③ 施設・設備</p> <p>③-1 校内環境のバリアフリー化</p> <p>③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮</p> <p>③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮</p> <p>※中教審報告より</p>	<p>◆①-1-1から③-3までの各項目には、各障がい種に応じた合理的配慮の例が、中教審報告の別表に示されています。</p> <p>◆別表については、補助資料に一部抜粋したものがありますので参照してください。また、文部科学省のHPからダウンロードすることができますのでご覧ください。</p> <p>◆ここで、気を付けていただきたいことは、別表に示されているものはあくまでも例であり、それ以外は「合理的配慮」として提供する必要がないということではありません。本来、「合理的配慮」は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものですので、例示されていないものも当然考えられます。</p> <p>◆また、別表では、各障がい種に応じた「合理的配慮」を例示していますが、複数の障がいを併せ有する場合には、各障がい種に例示している「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが必要です。</p>

合理的配慮の事例（学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 別表1）一部抜粋

障害種	合理的配慮の例
自閉症・情緒障害	自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特のこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。（動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える 等）

※中教審報告より

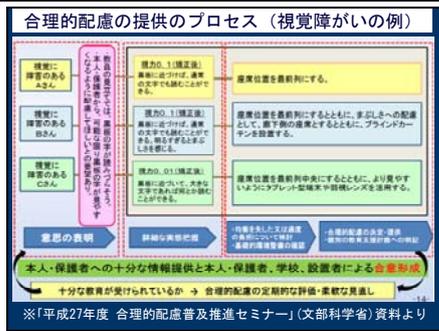
◆それでは、その中教審報告の別表に示されている例について一部紹介します。

◆①－1－1の「学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」について、自閉症・情緒障がいのある子どもへの合理的配慮の例として、「自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特のこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。」と示されています。

◆なぜ、このような例が示されているかと言うと、自閉症の子どもの中には、曖昧な表現が分からなかったり、言葉を字義通り受け止めてしまったりするために、対人関係や学習内容の習得等に困難を抱える場合があり、そのために、個別の支援（合理的配慮）が必要である場合があるからです。



ス  
ラ  
イ  
ド  
11



◆これは、合理的配慮の提供のプロセスを表したものです。視覚障がいの子どもの事例をもとに説明します。

◆Aさん、Bさん、Cさんには、共通にそれぞれ視覚障がいがあります。

◆教員の見立てでは黒板の文字が読みづらそうに感じました。また、本人・保護者から黒板の文字が見えるよう配慮してほしいという要望がありました。

◆そこで、合理的配慮を検討していくわけですが、3人共に視覚障がいがあったとしても、実態が違えば、個別に必要な合理的配慮は違ってくることが考えられます。

◆一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて提供する、という合理的配慮の趣旨を踏まえ、実態把握をしっかり行い、合理的配慮について検討していくことが大切です。

◆そして、本人・保護者への十分な情報提供、合意形成を図りながら、均衡を失した又は過度な負担を踏まえつつ、それぞれの見えにくさに応じた合理的配慮を決定し提供していく、という流れになります。

◆また、個別の教育支援計画への明記も重要になってきます。

◆さらには、定期的な評価、柔軟な見直しも重要になってきます。その際、その子どもが十分な教育を受けているかどうか、この観点も是非大切にしてください。

◆視力の低下により、現時点の合理的配慮の内容では、もしかすると黒板の文字が見えにくくなっているかもしれません。その場合、「十分な教育が受けられているとはいえない」ということになりますので、気を付けましょう。

<p>ス ラ イ ド 12</p>	<p>法令等における基礎的環境整備について</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）</p> <p>行政機関等及び事業者は、社会障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、</p> <p>①自ら設置する施設の構造の改善及び設置の整備、</p> <p>②関係職員に対する研修、</p> <p>③その他の必要な環境の整備に努めなければならない。</p>	<p>◆次に、合理的配慮の基盤となる環境整備について説明します。</p> <p>◆障害者差別解消法の第5条では、／必要かつ合理的な配慮を的確に行うために、環境の整備に努めなければならないと示されています。</p> <p>◆つまり、合理的配慮を行うためには、欠かせない整備であり、土台となるものと捉えていただければと思います。</p> <p>◆障害者差別解消法の第5条の条文については補助資料を参照してください。</p>
<p>ス ラ イ ド 13</p>	<p>法令等における基礎的環境整備について</p> <p>障害のある子どもに対する支援については、（中略）国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、<b>教育環境の整備</b>をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の<b>基礎となる環境整備</b>であり、それを「<b>基礎的環境整備</b>」と呼ぶこととする。</p> <p>※中教審報告より</p>	<p>◆そして、その合理的配慮の基礎となる環境整備を基礎的環境整備と呼びます。</p> <p>◆中教審報告における基礎的環境整備の全文については補助資料を参照してください。</p>
<p>ス ラ イ ド 14</p>	<p>研修の内容</p> <p>中教審報告における（ ）とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が（ ）を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、（ ）とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、（ ）ものと定義されている。 合理的配慮の基礎となる環境整備を（ ）と呼ぶ。</p>	<p>◆研修はここまでとなります。</p> <p>◆（ ）の中に言葉が入りましたか？（まだの場合は少し時間を取り、記入してもらおう。）</p>
<p>ス ラ イ ド 15</p>	<p>研修の内容</p> <p>中教審報告における（合理的配慮）とは、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が（<b>必要かつ適当な変更・調整</b>）を行うことであり、障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、（<b>個別に必要</b>）とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、（<b>均衡を失した又は過度の負担を課さない</b>）ものと定義されている。 合理的配慮の基礎となる環境整備を（<b>基礎的環境整備</b>）と呼ぶ。</p>	<p>◆確認します。</p> <p>◆（スライドを読む）</p> <p>☆ここで研修を終える場合は、</p> <p>◆合理的配慮と基礎的環境整備の関係等については、次回の研修で説明します。以上で本日の研修は終わります。</p> <p>☆続けて研修を行う場合は、講義パッケージ3を使用ください。</p>